

自治連合会 個人情報保護方針（プライバシーポリシー） 事務局案

（目的）

第1条 この規程は、個人情報に慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、日吉台学区自治連合会（以下「本会」）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治連合会・自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会は、この個人情報保護方針を、本会ホームページに常時公開し、会員に周知するものとする。

（管理者・取扱者）

第4条 本会における個人情報の管理者は自治連合会長とし、会長の指定する自治連合会役員（以下「役員」と表記）が取り扱うものとする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。また、その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取得）

第6条 本会は、会長または役員が「総会出欠回答書」「各種役員報告書・役員候補者報告書」「表彰者推薦書」などの書面で、または状況によっては口頭で会員から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、名簿作成や総会での会員の意思確認に必要な、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の情報の他、災害時における避難支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

（同意の取消し）

第7条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取消す事ができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、すでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付
- (2) 会員相互及び役員との諸連絡
- (3) 自治会員・役員名簿の作成
- (4) 災害時における要援護者の支援活動
- (5) 大津市、自治会連合会・自治会、またはこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を行う際の協力

(管理)

第9条 収集した個人情報は、会長または役員が保管するものとし、文書には別に定める個人情報保護マークを付記し適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとし、特に、紙媒体は再利用不可能なように廃棄処理する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは滋賀県、大津市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(開示・訂正)

第11条 収集した個人情報について、提供者は次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 自身の情報の開示（どんな情報を保有しているかの確認）
- (2) 自身の情報の訂正（誤りがある場合など）
- (3) 自身の情報の利用・提供停止（不要になった場合など）

2 開示・訂正請求は、本人が居住地区の自治会役員に請求内容を文書で提出するものとし、居住地区の自治会役員は、必要に応じて身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）で本人確認を行った上で管理者にこれを請求する。

(改訂・見直し)

第12条 この方針は、法令の変更や運用上の課題に対応するために、自治連合会役員会の承認を以て改訂することができる。

附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。